

総行住第 163 号
総財準第 153 号
令和2年9月30日

各都道府県総務部長
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い)
各指定都市財政担当局長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い) } 殿
関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

公立病院におけるマイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の 導入に向けた積極的な対応について

マイナンバーカードの普及促進については、令和元年9月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定されたマイナンバーカード交付に係る「全体スケジュール」において、本年9月から開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月に開始されるマイナンバーカードの健康保険証としての利用(オンライン資格確認)などにより、令和5年3月末にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定して、関係府省及び地方公共団体のご協力を得ながら、取組みを進めてきたところですが、今般、菅内閣総理大臣から改めて普及策を加速する旨の発言があったところです(別添1)。

このことに関し、厚生労働省保険局医療介護連携政策課長から当職宛てに、「オンライン資格確認」については、住民にとって様々なメリットがあることから、特に住民に身近な地方公共団体が開設している公立病院(地方独立行政法人が開設する病院を含む。以下同じ。)におかれましては、令和3年3月中に「オンライン資格確認」が実施できる体制を整えて頂きたい旨の協力要請がありま

した(別添2)。

マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」により、マイナンバーカードを取得した住民の方にとって、

- ①保険者が変わっても、新たな健康保険証の発行を待たずに医療機関や薬局を受診等できること
- ②非接触で迅速に医療保険の資格確認ができること
- ③高額療養費制度を利用する際の認定証の持参が不要となること

などといった多くのメリットがあるところです。

現在、各医療機関における「オンライン資格確認」の導入を促進するため、社会保険診療報酬支払基金においては「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)を開設し、「オンライン資格確認」で使用する「顔認証付きカードリーダーの無償提供」等の支援施策の受付を開始しているところです。また、当該ポータルサイトでは、今後、「オンライン資格確認」の導入に伴う各医療機関のシステム改修費に対する補助申請の受付を実施する予定です。

貴団体及び貴都道府県内の市区町村におかれましては、マイナンバーカードの普及促進、マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の重要性等に鑑み、公立病院における「オンライン資格確認」の令和3年3月中の導入に向けて、顔認証付きカードリーダーの導入や既存システムの改修などについて、積極的なご対応を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

具体的には、厚生労働省においては、「オンライン資格確認」を令和3年3月中に開始するために各公立病院等において必要と考えられる作業及びスケジュールとして、以下を想定しているとのことです。この点についても十分に留意の上、今後のご対応を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

- ① 令和2年10月のできるだけ早い時期までに、社会保険診療報酬支払基金が開設した「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)において、アカウント登録、「オンライン資格確認」に用いる顔認証付きカードリーダーの無償提供の申込を行うこと。
- ② ①と並行して、各公立病院のシステム保守管理を担当している事業者、「オンライン資格確認」の導入に伴う既存システムの改修内容についての相談、必要経費の見積もりを行うこと。
- ③ 既存システムの改修等に追加的な予算措置が必要な場合は、各地方公共団体において令和2年12月議会に補正予算案を提出すること(予算要求に当たっては事前に地方公共団体の予算担当課と十分な打ち合わせをしておくこと)。必要な予算が確保された後、速やかに既存システムの改修等に着手すること。

なお、各公立病院における「オンライン資格確認」の導入に向けた検討状況(ポータルサイトへのアカウント登録、顔認証付きカードリーダーの申込、「オンライン資格確認」の利用に伴うシステム改修に関するシステム事業者との相談状況、必要な予算の確保状況等)については、別途調査をさせて頂くことを申し添えます。